

特記仕様書

(適用)

第1条

本特記仕様書は、「R7 委託第 18 号 愛逢橋定期点検業務委託」(以下、本業務という)に適用する。

- 2 この特記仕様書は、設計・調査・測量業務共通仕様書(令和 6 年 10 月 佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部、以下「共通仕様書」という。)によるものとし、その他、一般的な事項等については以下によるものとする。
 - 1) 土木工事等共通仕様書(佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部 令和 7 年 7 月)
 - 2) 木橋定期点検要領(日本林道協会・一般社団法人 木橋技術協会 令和 4 年 8 月)
 - 3) 佐賀県橋梁点検マニュアル(佐賀県県土整備部 道路課 平成 29 年 5 月)
 - 4) 電子納品運用ガイドライン(佐賀県県土整備部、農林水産及び地域交流部 令和 3 年 10 月)
 - 5) その他関連資料
- 3 留意事項

橋梁点検の際の点検器具については、吊足場を計上しているが、その他の仮設材を想定していないため、踏査等の結果、必要性や緊急性があれば使用を監督員と協議すること。

(資格要件)

第2条

(1) 管理技術者、照査技術者、担当技術者に関しては、次のいずれかの資格要件等を有すること。

名 称	資 格 要 件
管理技術者	<ol style="list-style-type: none">1 技術士(建設部門)2 R C C M(業務に該当する部門)3 発注者が 1 から 2 と同等であると認めた者 (下記、イ～ハのいずれかに該当する者)
照査技術者	<ol style="list-style-type: none">1 技術士(建設部門)2 R C C M(業務に該当する部門)3 発注者が 1 から 2 と同等であると認めた者 (下記、イ～ハのいずれかに該当する者)

担当技術者	1 技術士（建設部門）又は技術士補（建設部門） 2 R C C M（業務に該当する部門） 3 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者 4 発注者が1から3と同等であると認めた者 （下記、イ～ハのいずれかに該当する者）
-------	---

イ. 学校教育法による大学若しくは高等専門学校卒業後、土木コンサルタント等業務に関して20年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。

ロ. 学校教育法による高等学校卒業後、土木コンサルタント等業務に関して22年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。

ハ. 土木コンサルタント等業務に関して25年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。

※尚、管理技術者は上記(1)の他、(2)記載の要件を満たす者を選任し、十分な管理を実施するものとする。

(2) 木橋点検・診断に必要な要件の確認

受注者は、木橋の点検・診断について求められる要件（一般社団法人 木橋技術協会が認定する木橋診断士もしくは木橋・総合診断士）が確認できる書類を、着手前に監督員へ提出すること。

(契約変更)

第3条

本業務の数量は、別紙「数量総括表」のとおりとするが、数量に変更が生じた場合は、受発注者間協議のうえ契約変更の対象とする。

(疑義)

第4条 疑義

業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

(提供資料)

第5条

本業務の遂行に際して、橋梁台帳資料を提供する。

(業務の目的)

第6条

本業務は、佐賀県神埼市が管理する『愛逢橋』について、橋梁点検を行い、損傷状況を把握することにより、安全かつ円滑な歩行者通行を確保するため維持管理用の基礎資料を得ることを目的とする。また、施設利用者及び第三者の被害を防止する観点から、橋梁本体部材及び橋梁付属施設の損傷状況を把握するための点検を実施し、損傷等による落下及び倒壊・変形による施設利用者及び第三者被害の危険性の有無を判定することを目的とする。

(履行場所)

第7条

佐賀県神埼市神埼町城原地内他の市道愛逢橋線の「愛逢橋」

(業務内容)

第8条

業務内容は以下のとおりとする。

(ア)計画準備

業務を行うにあたって、事前に業務の目的及び把握し、業務の手順及び業務遂行に必要な事項を計画立案し、業務計画書の作成を行う。

(イ)既存資料収集整理

適切な点検及び診断を行うため、対象施設の設計図書及び工事完了図書等から必要な事項を抽出し、整理する。

(ウ)現地踏査

点検橋梁の現地踏査を行い、貸与橋梁台帳及び設計図書との現地状況を目視により確認するものとする。また、施設利用者及び第三者の被害が想定される部材、施設等が確認された場合や調査方法の変更が生じる場合には監督員に報告し、指示を受けるものとする。合わせて橋梁点検実施計画書の作成を行う。

(エ)橋梁点検・調査・診断

(1)橋梁点検・調査

佐賀県橋梁点検マニュアル（平成29年5月）に準じ、近接目視点検（橋梁各部に触れる程度の距離まで近接し目視による点検）及び触診・振診、打音・刺診（ドリル穿孔調査*）、含水率の測定を行う。測定箇所については、各径間（3径間）の床版部材、トラス部材を対象に3箇所ずつ、合計18箇所を想定している。点検内容は、点検準備、点検作業、点検結果の記録とする。また、その他調査時において調査が必要と判断した場合、監督職員と協議する。調査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告を行うものとする。定期点検の結果は佐賀県橋梁点検マニュアルに準じた記録様式に整理し、木材に関する調査結果は別途整理する。

(2) 橋梁診断

点検結果ならびに木材に関する調査結果を基に、佐賀県橋梁点検マニュアルに準じ健全性の診断を行う。

(才) 報告書作成

報告書を作成する。内容は、点検結果のデータ入力、橋梁一般図の編集、損傷図の作成、各種帳票の印刷・まとめとする。

(電子納品に関する基準)

第9条

電子納品に関する基準は「佐賀県電子納品運用ガイドライン」（以下、佐賀県ガイドライン）によるものとする。

(電子納品)

第10条

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、各段階の最終聖火を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、佐賀県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたのを指す。なを、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議する。

(電子化に要する費用)

第11条

電子化に要する費用は電子成果品作成費用に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもので、特に監督員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を加算し、設計変更で対応する。

(業務カルテ)

第12条

(ア) 契約登録

受託者は、契約時において、契約金額が100万円以上の業務について、契約時は、契約後土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に、契約登録を行わなければならない。

(イ) 変更登録

下記のいずれかに該当する変更の場合、受託者は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更登録を行わなければならない。

- ・契約金の変更
- ・履行機関の変更
- ・技術者（監理技術者、主任技術者、担当技術者）の変更

(ウ)完了登録

完了時、受託者は、業務完了（業務完了通知（報告）書の提出日）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内、完了登録を行わなければならない。

(エ)訂正手続き

登録した業務カルテの内容に誤りがあった場合、受託者は、適宜、訂正手続きを行わなければならない。

(オ)登録書（業務カルテ受領書）の提出

（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が受託者に届いた際には、その写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

(カ)登録費用

登録費用については、諸経費の率統計上分に含まれるものとする。

(成果品の提出)

第 13 条

本業務の成果品は次のとおりとする

- (ア)報告書（A4 版製本）1 部（分冊可）
- (イ)電子納品（CD）2 部（正・副）
- (ウ)その他監督職員が指示したもの

成果品は佐賀県神埼市に提出するものとし帰属は発注者にあるものとする。電子納品にはチェックソフトによるエラーチェック結果も合わせて提出すること。